

鹿沼市版・通所型サービスBについて

<制度策定における考え方>

- ・ほっとサロンとデイサービスの間位置するような通いの場を想定。
- ・ほっとサロンやほっとホームへの支援金額とのバランスを考慮し、既存の活動を阻害しないような金額、基準を設定する。
- ・通所Bへの支援は、国の地域支援事業実施要綱の規定に基づき、補助金にて行う。
- ・通所Bは、総合事業として介護保険制度に位置付けられる事業であることから、利用者にその意識付けをするとともに、活動を阻害しない程度の基準を定める。

<対象団体>

- ・市内に住所を有する団体。
- ・団体に代表者を置いている。
- ・市税に滞納がないこと、政治や宗教や営利目的でないこと、暴力団等でないこと。

<活動条件>

- ・市内において事業を実施。場所は市の施設、公民館、空き家等。(自宅は除外)
- ・1か月に2回以上実施。
- ・1回に2時間以上実施。
- ・毎回必ず1時間程度、介護予防に資する活動を実施。(体操、機能訓練、認知症予防講座、合唱、健康麻雀等。お茶飲みだけ等は除外)
- ・要支援者または事業対象者が必ず1人以上、かつ参加者が計5人以上。
- ・活動回ごとに、名簿を付した活動報告書を作成。(実績報告時に提出)
(以上の全ての条件に当てはまらない活動回は補助対象外)

<試行期間>

- ・試行期間を3か月とし、その間に6回以上のお試しを実施。
- ・ほっとサロン経由で通所Bを行う場合、試行期間を1か月とし、2回のお試しを行う。(年度末までサロン→4月にお試し→5月から移行の流れ。移行不可となった際は、サロンへ戻れるよう調整。)

<補助金額>

○月2～4回 10,000円/月 (年間120,000円/年24～48回)

○月5回以上 20,000円/月 (年間240,000円/年60回～)

- ・支払は、基本は年度末精算。(希望により半額までの概算払可)
- ・補助金の用途については、施設整備費(修繕は除く)、食事代等実費、その他事業と関係ない費用以外のもの。(例:消耗品費、備品購入費、会場借上費、講師謝礼、有償ボラ謝礼、保険料、施設改修費等)
- ・補助金の振込先は、団体名の口座とする。(個人名義は不可)

※ほっとサロン、ほっとホームとの金額バランス

○ほっとサロン

月 0.5～1回	1,250 円／月	(15,000 円／年 6～11 回)
月 1～2回	2,500 円／月	(30,000 円／年 12～23 回)
月 2回～	5,000 円／月	(60,000 円／年 24 回～)

○ほっとホーム

月 12回 (週3回)	70,000 円／月	(840,000 円／年 144 回)
-------------	------------	---------------------

<代表者の研修>

団体の代表になる者は、市の行う研修を受講する。

<利用料>

参加者が支払う利用料については、団体がそれぞれ定める。

<ケアプラン>

要支援・事業対象者は、通所B利用に当たり、ケアマネジメントC（初回限りのケアマネジメント）の作成を地域包括支援センターに依頼する。